

飯能市エコツーリズム推進全体構想見直しについて

目的

飯能市では、地域の個性と魅力の源である自然を保全し、人と自然にはぐくまれてきた文化を継承しながら、これらを有効に活用することにより、多くの人に心の豊かさと感動を与える場と出会いを提供するとともに、これを地域の活力につなげていくことを目的としたエコツーリズムに取り組んでいる。

地域住民、事業者、NPO法人等との役割分担の下、飯能市におけるエコツーリズムを適切かつ効果的に推進していくため、その基本的枠組みを定めた「飯能市エコツーリズム推進全体構想」を平成21（2009）年に作成し、同年9月に、エコツーリズム推進法（平成19年法律第105号。以下「法」という）に基づく国の認定を受けた。

今般、認定全体構想の作成から5年を迎え、法第5条第3項第2号「エコツーリズムの対象となる主たる自然観光資源」の追加や、主な法令及び計画の追加、その他新たな課題や取組等の現状をふまえ、法第6条5項の規定に基づき認定全体を見直すとともに、一部を修正し、変更の申請を行うものである。

新たに追加された主な自然観光資源

- 動植物の生息地又は生育地その他の自然環境に係わるもの
 - ・ヤマネ（区分 動植物・細区分 哺乳類）

新たに追加された主な法令及び計画

- 追加した自然観光資源に係る主な法令及び計画
 - ・生物多様性基本法
 - ・外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律
 - ・第4次飯能市総合振興計画 基本構想・後期基本計画
 - ・飯能市観光ビジョン
 - ・飯能市中心市街地活性化基本計画